

公 売 広 報

(第 84 号)

期間入札による公売

(石狩市公告第 37 号)

入 札 期 間

令和7年9月9日(火)

～令和7年9月12日(金)

物件：不動産（土地2筆、建物1棟）

石 狩 市 財 政 部 納 税 課

不 動 産 の 公 売 案 内

この度、差押不動産の公売手続きをまとめた資料を作成しましたので、以下の注意事項をご確認のうえ、公売に参加されますようご案内いたします。

< ご 注 意 >

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売物件の現況、公法上の規制、関係公簿等を確認してください。
- 2 入札に参加される前の「**公売保証金**」の納付は不要となります。
- 3 公売を中止する場合がありますので、事前に担当者までご照会ください。
- 4 公売財産が不動産の場合、市は引渡しの義務を負いません。所有者又は公売物件を使用している第三者などに、その不動産の明け渡しを求めるような場合は、買受人の責任において行うことになります。
話合いがつかない場合は、民事訴訟によらなければならない場合があります。
- 5 石狩市は、公売財産の種類又は品質に関する**不適合についての担保責任を負いません**。

< 問い合わせ先 >

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市財政部納税課 納税担当

電話 0133-72-3106

FAX 0133-76-6622

※ 来庁される方は1階「15番窓口」となります。

公 売 の 概 要

公売公告 石狩市公告 第 37 号

売却区分 売却区分番号 第1号

公売物件 不動産

土地	石狩市花川南9条1丁目50番2	宅地	165.31㎡
	石狩市花川南9条1丁目501番6	雑種地	125㎡
建物	石狩市花川南9条1丁目50番地2		
	家屋番号	50番2	
	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	1階	75.06㎡	
	2階	22.68㎡	

財産の概要

- 1 対象不動産は JR「札幌」駅のほぼ北方、直線約 10 km の地点にあって、道道「樽川・篠路線」南西わずかに背後にある。
概測道路距離は地下鉄麻生駅から 6.3 km、中央バス停「花川南 9 条 1 丁目」から 90m、石狩市役所から 4.8 km となっている。
- 2 対象不動産には、第三者が賃料を支払って居住している。

見積価額 5,880,000円 (最低売却価格となります。)

公売保証金 不要

公売の方法 「期間入札」により実施します。

入札期間 **令和7年9月9日(火)から令和7年9月12日(金)まで**
郵送又は持参により入札書を受け付けます。
令和7年9月12日(金)必着です。経過した場合は無効となります。

開札日時 令和7年9月16日(火)午前9時30分

開札場所 石狩市役所 納税課事務室(1階)

売却決定 令和7年10月7日(火)午前10時00分

買受代金の納付期限 **令和7年10月7日(火)午前11時00分**

公 売 参 加 の 手 順

1 公売保証金の納付

公売保証金の納付は不要です。

2 入札書等の作成

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合 ～ **住民登録上**の住所・氏名

法人の場合 ～ **商業登記簿上**の所在地・商号

(2) 訂正や抹消された入札書は無効となりますので、新たな入札書を使用してください。

(3) 入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

一つの入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書**1枚**のみです。

(4) 郵送用の封筒に以下の書類を同封します。

① 入札書の入った「入札書提出用封筒」

② 「陳述書」及び「連絡先等の記入についてのお願い」

※ 次の指定許認可等を受けている事業者については、免許証等の写しを同封してください。

イ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の
免許を受けて事業を行っている者

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）
第 3 条の許可を受けて事業を行っている者

3 入札書等の提出

郵送用の封筒の内容を確認し、「特定記録」で郵送するか、又は公売担当まで直接提出してください。

提出期間は、**令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで**となります。

提出期限は、**令和 7 年 9 月 12 日（金）必着**です。

入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送する場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しする

ことはできません。

また、同一人が同一の売却区分番号について2枚以上の入札書を提出したり、陳述書の提出が無い場合は、その入札書はいずれも無効となります。

4 開札以降の手続き

(1) 開札期日

開札は、**令和7年9月16日（火）午前9時30分**に石狩市役所納税課事務室（1階）で行います。

入札者は、開札時に立ち会う必要はありません。入札結果は、開札後に入札者全員に電話連絡をさせていただきます。

(2) 最高価申込者の決定

入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して最高価申込者の決定を行い、最高価申込者に対して通知書を発送するとともに公告をします。

なお、開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合は、日をあらためて期間入札を実施します。

(3) 売却決定

売却決定は、令和7年10月7日（火）午前10時00分に行います。

売却決定の日時まで、買受人となるべき者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、結果が明らかになった日が、売却決定の日時及び買受代金の納付期限となります。

(4) 買受代金の納付

買受人は、売却決定後の**令和7年10月7日（火）午前11時00分**までに、買受代金の全額を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は石狩市役所内の北海道信用金庫派出所）で振り込んでください。

(5) 権利移転手続き

イ 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記（所有権移転登記）は、買受人の請求により石狩市が法務局に対しその登記の嘱託を行います。

したがって、買受人は、買受代金の全額を納付した場合、石狩市に対し、速やかに権利移転の登記の請求書を提出してください。

ロ 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

なお、権利移転手続に必要な内容等については、開札期日に、最高価申込者に対して通知文書を発送します。

また、売却決定日が決まった時点で、石狩市に提出する請求書等の様式、買受代金納付書等を発送します。

5 その他

(1) 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定又は最高価申込者の決定をした後であっても、買受代金の納付前においては、売却決定等が取り消される場合があります。

イ 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。

ロ 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。

ハ 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合。

ニ 買受人となるべき者が、暴力団員等に該当すると認められるとき。

(2) 買受申込み等の取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

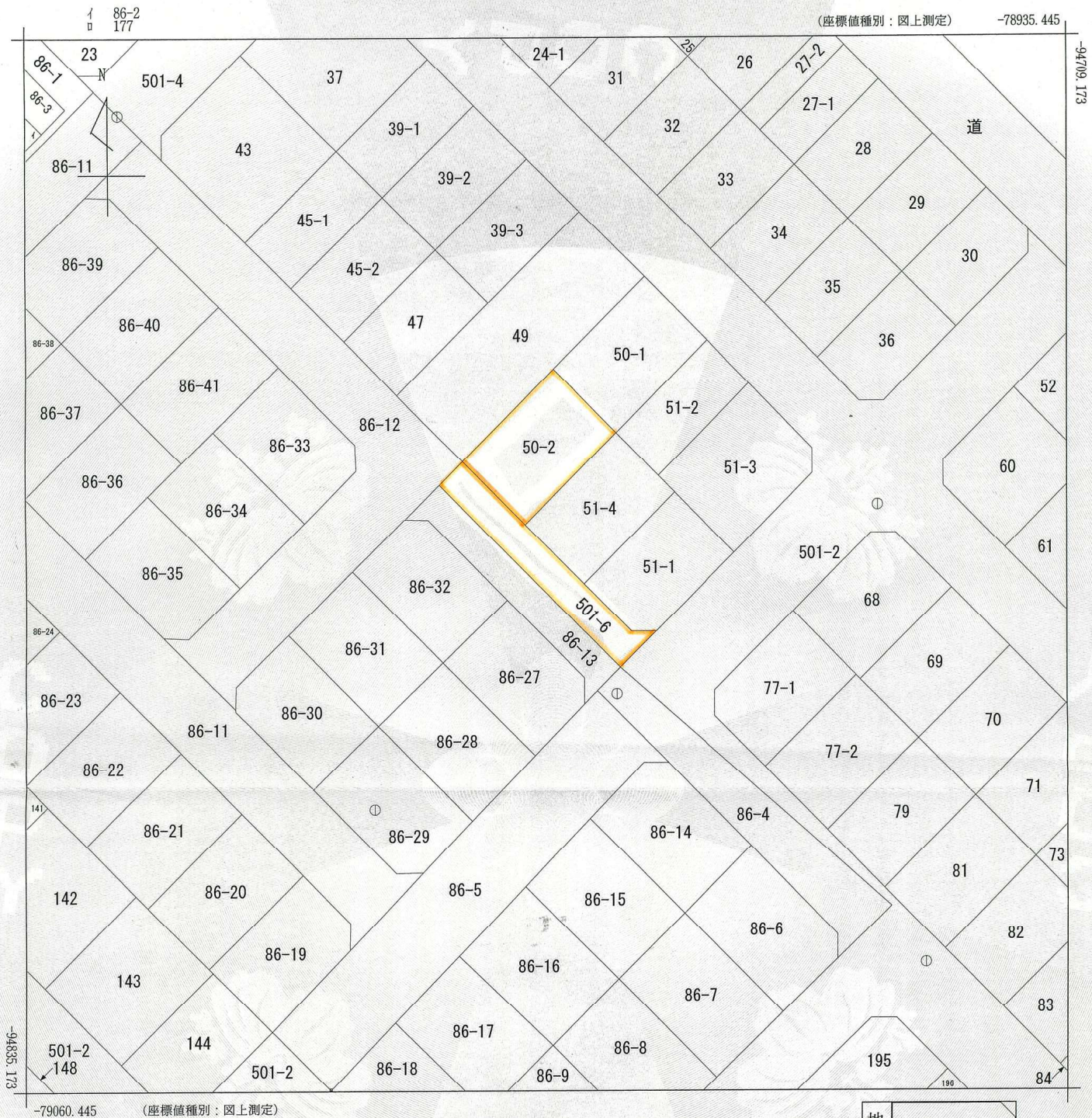
買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、滞納処分の続行が停止されている間は入札又は買受けを取り消すことができます。

(3) 動産等について

公売財産である土地の敷地内や建物内にある動産等の処理は、買受人と所有者との間で協議の上行ってください。石狩市は費用負担や関与はしません。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	1		
見 積 価 額	5, 880, 000円	公売保証金	不要
財 産 の 表 示	土地 所在 石狩市花川南9条1丁目 地番 50番2 地目 宅地 地積 165. 31㎡ 所在 石狩市花川南9条1丁目 地番 501番6 地目 雑種地 地積 125㎡ 建物 所在 石狩市花川南9条1丁目50番地2 家屋番号 50番2 種類 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 75. 06㎡ 2階 22. 68㎡ 新築年月日 昭和61年9月30日 (以上登記簿による表示)		
公法上の規制	市街化区域内 第1種低層住居専用地域 建蔽率50% 容積率80% 絶対高さ制限10m		
接 道 状 況	南東側が私道「花川南1丁目5号線」幅員10m		
地 盤 ・ 地 勢	平坦地で路面、隣地と等高である。		
使 用 状 況 等	第三者が居住している。		
特 記 事 項	1 地積、床面積は公簿上による。 2 境界は、隣接地所有者と協議すること。 3 公売物件の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法、道路法、条例などの法令により、規制がある場合があるので、買受希望者において事前に関係機関へ調査確認すること。 4 土壌汚染、地下埋設物、有害物質等の調査は行っていない。 5 建物質貸借に係る賃料債権は差し押さえられている。		
供給処理施設	公共上下水道、プロパンガス。都市ガス管は近くまで伸びているが、対象物件までガス管を引くためには相当の費用が見込まれる。		



地番
区域見出

花川南九条
1丁目

請求部	所在	石狩市花川南九条一丁目				地番	501番6				
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年5月25日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

令和7年5月26日
札幌法務局北出張所
登記官

請求番号：14-2
(1/1)

公用

* * *

面積計算簿

* * *

地番 [50-2] 地目 [宅地] 花川南9条1丁目
ブロック No [101] No 1

点番	x 座標	y 座標	距離	方向角	原図名
113	-95023.085	-78701.974			V ² 24-3
			15.501	45-04-23	
102	-95012.138	-78690.999			V ² 24-3
			10.665	135-11-24	
103	-95019.704	-78683.483			V ² 24-3
			15.501	225-04-23	
114	-95030.651	-78694.458			V ² 24-3
			10.665	315-11-24	
113	-95023.085	-78701.974			V ² 24-3

面積

165.3145020 [㎡]
50.01 [坪]

この図面は、
作成し、
図面により
作成する。

* * *

面積計算簿

* * *

地番 [501-6]

地目 [雑種地]

花川南9条1丁目

ブロックNo [101]

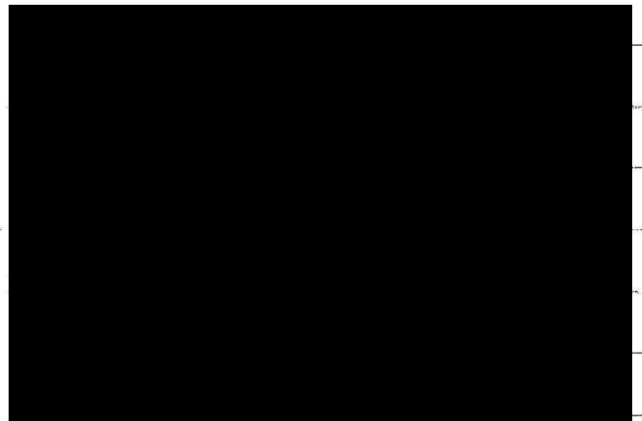
No 1

点番	x 座標	y 座標	距離	方向角	原図名
118	-95025.910	-78704.807			V ² 24-3
			4.001	45-04-52	
113	-95023.085	-78701.974			V ² 24-3
			10.665	135-11-24	
114	-95030.651	-78694.458			V ² 24-3
			10.002	135-11-25	
115	-95037.747	-78687.409			V ² 24-3
			8.079	135-11-26	
116	-95043.479	-78681.715			V ² 24-3
			2.997	90-08-02	
117	-95043.486	-78678.718			V ² 24-3
			6.122	225-04-46	
120	-95047.809	-78683.053			V ² 24-3
			30.868	315-11-25	
118	-95025.910	-78704.807			V ² 24-3

面積

125.7459445 [m²]

38.04 [坪]



この図面は、
1. 測量により

公用

登記年月日：昭和61年10月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月26日
札幌法務局北出張所

登記官

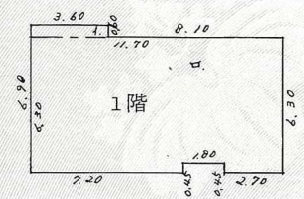
各階平面図

00710742

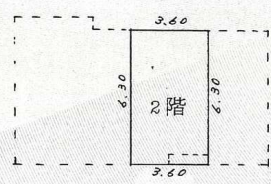


家屋番号	50番2	建物図面
建物の所在	石狩郡石狩町花川南9条1丁目50番地2	

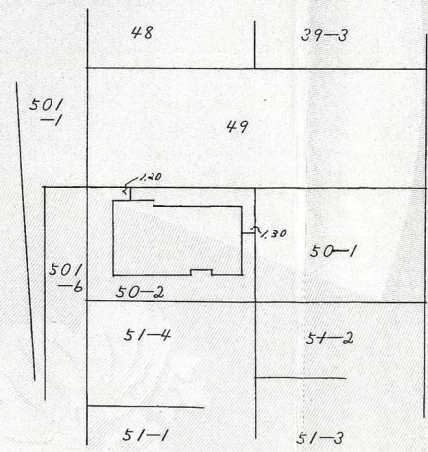
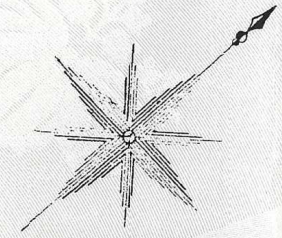
石狩市



1階 1. $3.60 \times 0.60 = 2.160$
口. $11.70 \times 6.30 - 1.80 \times 0.45 = 72.900$
計 $75m^2 060$



2階 $6.30 \times 3.60 = 22m^2 680$



作製者	[Redacted]	縮尺	1/250	(札幌土地家屋調査士会用紙)	申請人	[Redacted]	縮尺	1/500
		尺	1/				尺	1/

本図面はA3判をA4判に縮小したものである